

平成30年度住民税非課税世帯への義援金について

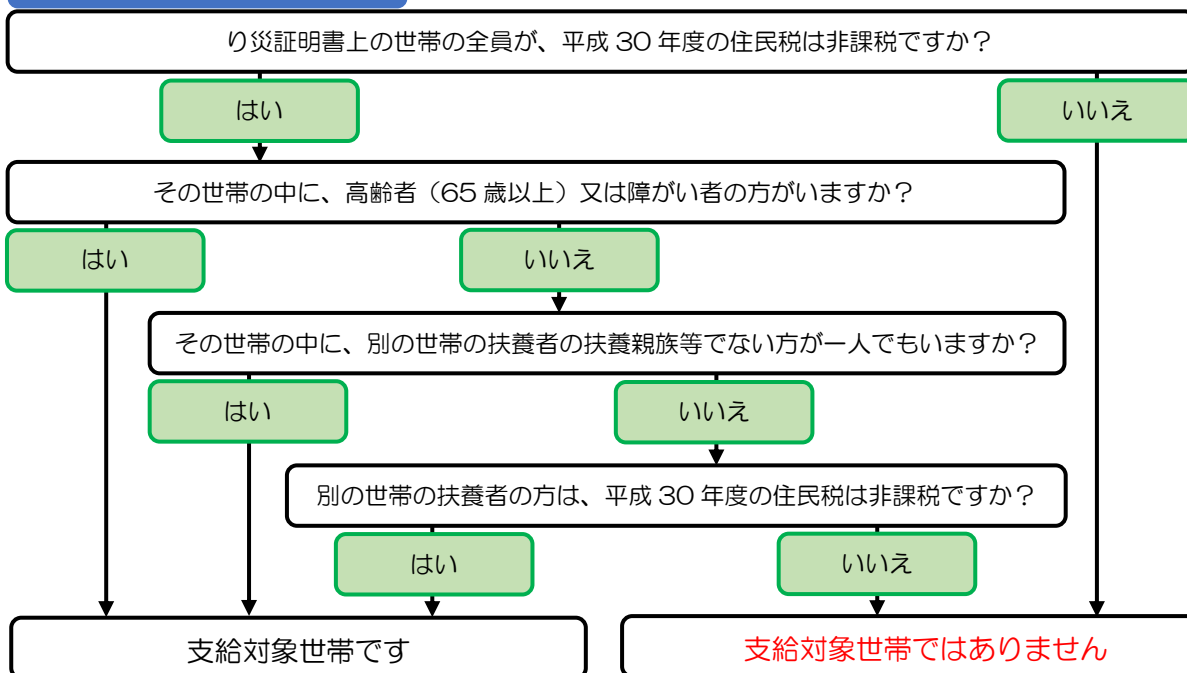
支給要件

熊本地震により、住家の全壊、解体又は半壊（大規模半壊）のり災証明書の交付を受けている世帯のうち、平成30年度の住民税が非課税である世帯

※別世帯の課税者の扶養親族等のみで構成される世帯(高齢者又は障がい者がいる世帯を除く)は対象としない。

- ①高齢者は、2018年1月1日現在において、満65歳（昭和28年（1953年）1月2日以前生まれ）に達している者とする。
- ②障がい者は、2018年1月1日現在において、地方税法施行令第7条に該当する者とする。

対象世帯の判断チャート



配分基準額

対象被害	全壊・解体	半壊（大規模半壊を含む）
配分基準額	20万	10万

申請に必要な書類

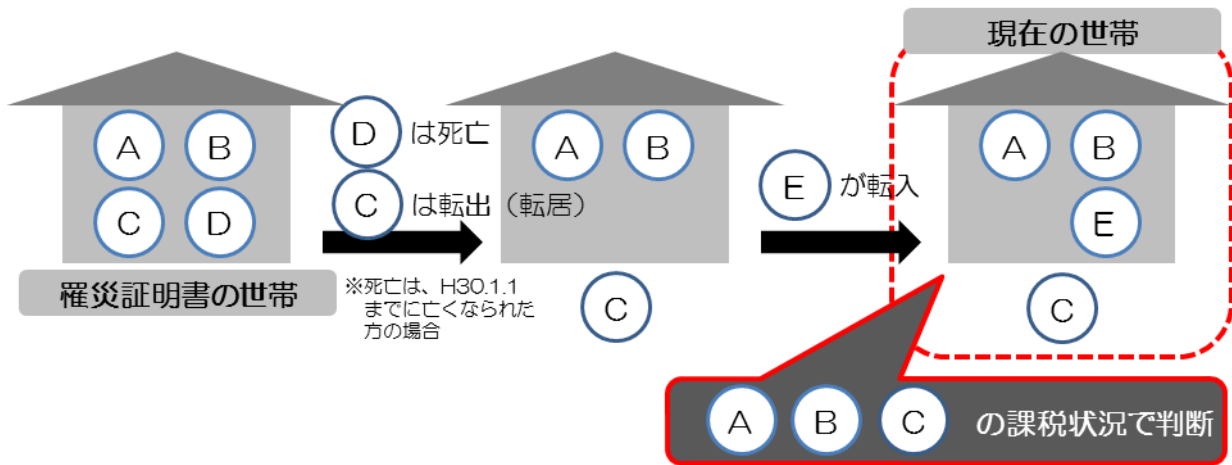
- ①非課税世帯に係る義援金申請書
- ②平成30年度の住民税課税証明書(平成30年度世帯全員が美里町で課税されている場合は提出不要)
※ 申請世帯に別の世帯の者から扶養されている扶養親族等がいる場合は、扶養している者が非課税であることを確認するため、当該証明書の提出を求める。
- ③り災証明書(写しでも可)
- ④振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し
- ⑤印鑑
- ⑥委任状・・・世帯主以外の方が申請手続きに来庁される場合
- ⑦その他の確認書類
支給要件を確認するため、必要と認められる書類の提出を求めることがあります。

申請期間

平成31年（2019年）4月22日（月）～平成32年（2020年）3月31日（火）

非課税世帯に対する支給対象世帯の判断例

世帯の基本的な考え方



対象世帯の構成、別世帯から扶養がある場合の判断

別の世帯に扶養されている場合、高齢者・障がい者がいる世帯か扶養の状況で判断

